

令和8年度 鳥取港廃棄物処理業務 特記仕様書

1 目的

本業務は、鳥取港湾事務所が管理している港湾区域内(別紙1)において散乱廃棄物及び海岸漂着物(木くず、廃プラスチック類、ガラスくず、金属くず、混載物、可燃物)の収集、運搬、分別及び処分(以下、「業務」という。)を行い、港内の美化推進を図るものである。

2 業務期間

業務は令和9年3月5日までとし、マニフェストの最終処分終了報告は、令和9年3月31日までとする。

3 港湾区域

港湾区域は以下のとおりであり、区域内で発生した廃棄物を対象とする。

区域名	地区名
港内全域	千代地区、西浜地区、賀露地区
浜坂東浜海岸区域	浜坂東浜地区
西浜海岸区域	西浜地区

4 収集区域

本業務委託で想定するゴミの収集区域は以下のとおり(別紙2)。

予算	区域名	地区名	
港湾	港内全域	千代地区、西浜地区	
港湾	重点清掃区域	千代地区、西浜地区	※
海岸	西浜海岸区域	西浜地区	

なお、重点的に清掃を行う必要のある場所を重点清掃区域とし、以下のとおり指定する。

※【重点清掃区域】

番号	地区名	場所
(A)	千代地区	千代地区駐車場
(B)		南野積場
(C)		駐車場トイレ付近
(D)		臨港道路(新ボートパークフェンス際)
(E)	西浜地区	緑地広場駐車場
(F)		緑地広場階段下
(G)		北側(第4防波堤付近)

5 仮置き場

事務所が管理する千代地区内で収集・運搬した廃棄物の仮置き場として別紙1に示す場所があり、ここを利用することができる。

6 ボランティア団体等により収集された廃棄物の処理

ボランティア団体等が収集した廃棄物(対象:千代地区、西浜地区、浜坂東浜地区の港湾区域内)も処理の対象とする。

7 廃棄物の収集時期等

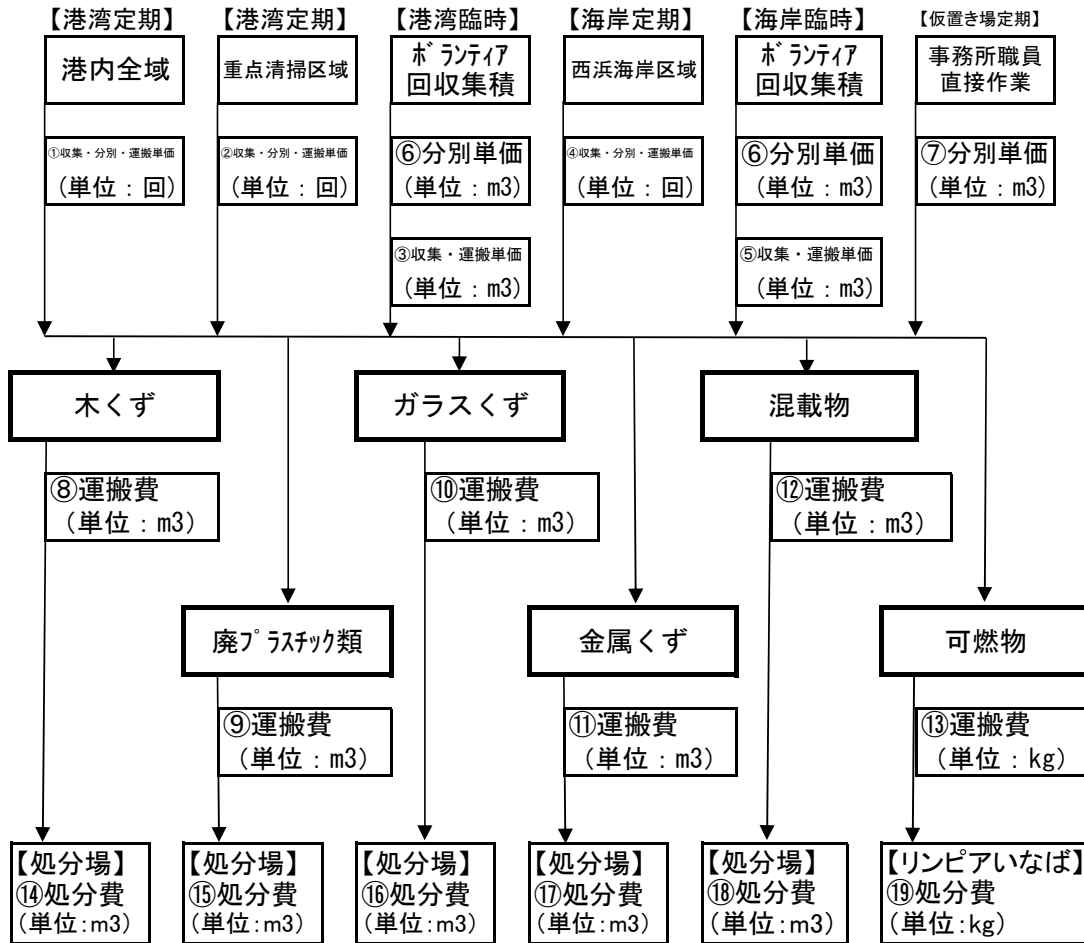
原則として別紙3のとおり収集、分別及び運搬作業を行うこと。なお、仮置き場は受託者が収集した廃棄物とそれ以外の廃棄物に区別する予定である。

港湾臨時及び海岸臨時の実施時期については、鳥取港湾事務所から指示する。

少なくとも隔月毎に仮置き場を空にすること。

8 見積単価の説明

※臨港道路と岸壁にある廃棄物を対象とする。



・単価番号① 収集、運搬、分別【定期】

港内全域で投棄された廃棄物の収集、運搬、分別を行うものである。(予定数量24回)

・単価番号② 収集、運搬、分別【定期】

港内重点区域で投棄された廃棄物の収集、運搬、分別を行うものである。(予定数量11回)

・単価番号③ 収集、運搬【臨時】

ボランティア団体等が港内清掃により収集した廃棄物及び直接作業等で収集した仮置き場廃棄物の積込、運搬を行うものである。(予定数量10m³)

・単価番号④ 収集、運搬、分別【定期】

海岸全域で投棄された廃棄物の収集、運搬、分別を行うものである。(予定数量28回)

・単価番号⑤ 収集、運搬【臨時】

ボランティア団体等が海岸清掃により収集した廃棄物の積込、運搬を行うものである。(予定数量15m³)

・単価番号⑥ 分別

ボランティア団体等で収集した廃棄物を各処分場へ搬出する前に分別を行うものである。また可燃物として搬出が可能なものはリンピアいなば(鳥取市河原町山手地内)へ搬出するための分別を行う。(予定数量10m³)

・単価番号⑦ 分別

直接作業で収集した廃棄物を各処分場へ搬出する前に分別を行うものである。また可燃物として搬出が可能なものはリンピアいなば(鳥取市河原町山手地内)へ搬出するための分別を行う。(予定数量35m³)

・単価番号⑧ 運搬費

分別された木くずについて処分場への積込運搬を行うものである。(予定数量10m³)

・単価番号⑨ 運搬費

分別された廃プラスチック類について処分場への積込運搬を行うものである。(予定数量15m³)

・単価番号⑩ 運搬費

分別されたガラスくずについて処分場への積込運搬を行うものである。(予定数量2m³)

・単価番号⑪ 運搬費

分別された金属くずについて処分場への積込運搬を行うものである。(予定数量5m³)

・単価番号⑫ 運搬費

分別された混載物について処分場への積込運搬を行うものである。(予定数量50m³)

・単価番号⑬ 運搬費

分別された可燃物について処分場への積込運搬を行うものである。(予定数量2,000kg)

・単価番号⑭ 処分費

木くずを適切に処分するための費用である。(予定数量10m³)

・単価番号⑮ 処分費

廃プラスチック類を適切に処分するための費用である。(予定数量15m³)

・単価番号⑯ 処分費

ガラスくずを適切に処分するための費用である。(予定数量2m³)

・単価番号⑰ 処分費

金属くずを適切に処分するための費用である。(予定数量5m³)

・単価番号⑱ 処分費

混載物を適切に処分するための費用である。(予定数量50m³)

・単価番号⑲ 処分費

可燃物を適切に処分するための費用である。(予定数量2,000kg)

9 報告

毎月の処理状況(定期及び臨時)を、翌月の5日までに書面により鳥取港湾事務所へ報告すること。

書面には、清掃状況写真、毎月の収集量(種類別)、処分を行った場合にはマニフェスト等処理量のわかる書類を添付すること。

また、収集について港湾及び海岸で区別して報告すること。

10 見積単価内容

本業務については、下記歩掛及び単価により予定価格を算出している。

区分	区域	単価項目	1回当り単価	収集、運搬、分別			単価 (円)
				普通作業員 (人)	特殊作業員 (人)	トラック(2t積) (日)	
①	港内全域	収集、運搬、分別【定期】	1回当り単価	2.00	0.50	0.50	
②	重点清掃区域	収集、運搬、分別【定期】	1回当り単価	1.00	0.30	0.50	
③	ボランティア回収集積	収集、運搬【臨時】	1m ³ 当り単価				8,000
④	西浜海岸区域	収集、運搬、分別【定期】	1回当り単価	2.20	0.50	0.20	
⑤	ボランティア回収集積	収集、運搬【臨時】	1m ³ 当り単価				7,500
⑥	フローのとおり	分別	1m ³ 当り単価				10,000
⑦	フローのとおり	分別	1m ³ 当り単価				11,000

種類	単位	区分	運搬	区分	処分
木くず	円/m ³	⑧	4,000	⑭	9,500
廃プラスチック類	円/m ³	⑨	4,000	⑮	11,500
ガラスくず	円/m ³	⑩	4,000	⑯	12,500
金属くず	円/m ³	⑪	4,000	⑰	5,500
混載物	円/m ³	⑫	4,000	⑱	22,500
可燃物	円/kg	⑬	50	⑲	30

なお、入札予定価格算出の際には上記の各単価(①～⑬)に下記諸経費を見込み予定価格を算出している。

対象	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
上記の①～⑬	9.55%	20.03%	16.44%

⑭～⑲については諸経費の対象としていない。

11 その他

本業務の遂行に当たっては、関係法令(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)を遵守すること。
鳥取港港湾区域内にある廃棄物関連企業により処理することを義務付けるものでない。
その他、業務に関して疑義が生じた場合は鳥取港湾事務所と協議すること。